

神奈川県立スポーツ施設
指定管理者評価委員会
評価報告書

令和6年7月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎早瀬 健介	東京女子体育大学体育学部教授	学識経験者
○川口 勇喜夫	元神奈川県スポーツ推進委員連合会会長	スポーツ振興利用者サービス（施設利用者代表）
亀浦 大輔	公認会計士	経理に関する識見を有する者
鈴木 章弘	一般社団法人神奈川県総合型スポーツクラブネットワーク理事	スポーツ振興利用者サービス（施設利用者代表）
高島 眞美	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者

2 スケジュール

令和5年10月25日	第1回委員会開催（選定基準等を協議）
令和6年1月29日	第2回委員会開催（現地視察）
令和6年4月22日	募集要項配布、質問の受付開始
令和6年5月9日	募集説明会 参加団体2団体
令和6年5月29日	質問の受付終了
令和6年6月17日	募集受付終了 申請団体1団体
令和6年7月18日	第3回委員会開催（申請者の面接及び質疑応答、採点・評価）

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

申請者の面接及び質疑応答については公開とし、採点・評価については、神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当するものと判断し非公開とした。

（2）書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課において、資格審査及び申請内容の確認をした。

その後、外部評価委員会において、書類審査及び申請者によるプレゼンテーション・質疑応答を実施した上で、各委員による採点及び評価を行った。

（3）外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類の該当箇所
I サービスの向上(55)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	基本姿勢及び管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ○神奈川県スポーツ推進条例を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。 	5	条例第5条第1号、第3号 規則第3条第2号	事業計画書 I-1-(1), (2)
	(2) 施設の維持管理	施設の特性を踏まえた維持管理の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 ○事故・災害等に対する施設保全や報告体制についての考え方(開館時間外も含む) 	5	条例第5条第3号 規則第3条第1号	事業計画書 I-2-(1), (2)
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの利用を図るために実施する武道の普及と振興に関する取組の実施方針、内容等 ○将来に向けた武道人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○利用料金の設定、減免の考え方 	15	条例第5条第1号 規則第3条第2号	事業計画書 I-3-(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7), (8)
		利用者対応・サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 	10		
	(4) 事故防止等安全管理	日常の事故防止、緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○武道競技に起因する事故や熱中症等の危険性を鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組内容 ○事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事 	15	条例第5条第3号、第4号 規則第3条第1号	事業計画書 I-4-(1), (2), (3), (4)

			<p>案を認知した際の対応方針</p> <p>緊急事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針</p> <p>緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方</p> <p>○急病人等が生じた場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 <p>○新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針</p>			
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携体制、取組	<p>○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容</p> <p>○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</p>	5	規則第3条第2号	事業計画書Ⅰ－5－(1), (2)
Ⅱ 管理経費の節減等(20)	(6) 節減努力等	管理経費の節減努力等	<p>○「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額×20/提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）</p> <p>(注1)「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。</p> <p>(注2)評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	20	条例第5条第5号	事業計画書Ⅱ
Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	<p>○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</p> <p>○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</p> <p>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</p>	5	条例第5条第4号	事業計画書Ⅲ－1－(1), (2), (3)
	(8) 財政的な能力	財務状況	<p>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</p>	5	条例第5条第5号	団体等の事業計画書 収支予算書 事業実績書 決算諸表

	(9) コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンス、社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組 	5	条例第5条第3号	事業計画書Ⅲ - 2 - (1), (2), (3), (4), (5), (6), (7)
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5	条例第5条第3号、第6号	事業計画書Ⅲ - 3 - (1), (2)
	(11) これまでの実績	類似施設での管理実績等	<ul style="list-style-type: none"> ○武道館と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	条例第5条第3号、第4号	事業計画書Ⅲ - 4 - (1), (2)

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	シンコースポーツ株式会社（東京都中央区）	51	20	22	93

6 提案概要及び評価の内容

提案者	シンコースポーツ株式会社
-----	--------------

(1) 提案の概要

I サービスの向上

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

- ・「新かながわランドデザイン」や「神奈川県スポーツ推進計画」等の関連計画・施策を踏まえ、県の目指す、誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現、スポーツの持つチカラによる、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現を県民の皆様と一緒に実現していくため、施設を気軽に利用することができ、かつ密接なつながりの持てる機会の創出を目指す。
- ・第三者委託の選定や、物品調達の発注先を検討する際の基本的な考え方として「地産地消」を掲げ、県内中小企業や障がい者雇用企業に発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、地域経済の活性化に貢献する。

(2) 施設の維持管理

- ・作業実施の有無と品質の確認に関し、品質基準を定めた「清掃業務チェックシート」を作成し、担当者の自主点検、責任者による日常点検・定期点検、さらには環境プロデューサーによる月次点検等のモニタリングを行う。
- ・開館前及び業務終了時には、スタッフが施設敷地内の巡回を行い、開館中には、定期・不定期の施設巡回・点検を行うことで事件・事故の未然防止に努める。
- ・閉館時間に関しては、機械警備会社へ委託することにより、防犯・火災・設備異常等について常時監視し、緊急時における体制を構築し、異常発砲時の初動対応にあたる。
- ・施設の安全管理水準を維持・向上させるため、定期的に神奈川県立武道館安全対策（リスクマネジメント）委員会を立ち上げ、定期的に対策会議を開催して安全体制に努める。
- ・総括責任者（館長）を危機管理責任者とし、緊急時における情報管理や、対処（収集・判断・指揮）の流れを一元化することで、混乱の無い対応を実現する。

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

- ・武道教室、一般稽古を中心として武道の普及・振興を図るために、「武道体験教室」「社会体育武道指導者研修」「武道練成会」を実施する。
- ・これまで実施してきた、ヨガ教室、転倒予防教室、書道教室等に加え、子供向けの体操教室や茶道・華道イベントを実施する。
- ・短時間で自身の姿勢のクセや、身体のアライメントが分かる最新AI姿勢分析測定ツールを導入する。
- ・毎週月曜日の休館日を隔週（月2回）に減らし、年間の開館日数を20日程度増加させ、施設利用機会の拡大につなげる。
- ・スマートフォンやタブレットに対応するモバイルバッテリーを設置・貸出をする。
- ・ホームページを活用し、利用者へのお知らせや、教室・イベント等の情報、本日の出来事（スタッフのつぶやき）などをSNSツールも活用しながらリアルタイムで発信する。また、外国人の方も閲覧できるよう英語標記のインフォメーションも掲載する。

- ・県や市の広報紙を活用し、イベントや教室、利用者の声等を掲載する。
- ・利用者アンケートを定期的実施し、施設内だけでなく、施設ホームページにも問い合わせフォームを掲載し、スマートフォン等からの意見収集も可能にする等、多くの利用者からの意見を収集できる仕組みで実施する。
- ・利用者が直接では言いにくい意見や要望も自由に言えるよう、オピニオンBOX(ご意見箱)を常設し、利用者の声を回収する。
- ・県内各武道連盟と協力のもと開催される武道連絡協議会において、施設環境や提供サービス・事業等に関しての評価や今後の展開についての要望を収集する。
- ・毎月実施する「管理運営ミーティング」内で、収集された利用者の要望・意見に対して、公平性・公共性が保たれ、設置目的等に合致しているかを確認し、採否に向けての検討を行う。
- ・対応に一貫性を持ち、スタッフが迅速かつ誠意を持った対応を行えるよう施設の運営において蓄積してきた対応データやその成果、その他類似施設での蓄積データをまとめた「対応マニュアル」を用意して運用する。
- ・苦情(トラブル)発生時には、「迅速な行動」「誠実な対応」「明確な説明」をとり、「速やかに県へ報告」することを実践し、利用者に不信感を与えない対応をとる。
- ・ホームページやパンフレット、利用ルール、館内表示等の多言語対応や、一目で何を行うかわかるピクトグラムの使用、接客時には翻訳アプリを用いるなど外国人利用者が不自由のないような情報提供を行う。
- ・耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ただけのように「耳マーク」を掲示するとともに、スタッフが簡単な手話で対応する。

(4) 事故防止等安全管理

- ・「安全管理マニュアル」を策定し、異常が確認された際には、迅速かつブレのない対応を行うため、策定した「安全管理マニュアル」に沿った行動をとる。
- ・武道に起因する事故が起きないように、館内及び各道場について日常的に点検を行う。点検時にはチェック漏れがないようチェックシートを運用し安全管理に努める。
- ・赤十字救急法救急員の資格取得や、消防本部の実施する救命講習の受講などにより、エイドスキルの向上を図る。
- ・施設に従事する全てのスタッフに対し、救命救急法・AED取扱い等不測の事態に備えての研修を実施する。
- ・避難経路の多言語表示や翻訳機能があるメガホンの設置、スタッフのスマートフォンに翻訳アプリを導入し、外国人利用者に向けた対応を行う。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

- ・地元サークル・利用団体・自治会などとの共同作業や、地元企業や地元商店との協力関係、さらに県内公共施設との連携で実施する自主事業の開催など、地域住民との「パートナーシップ」を重要な要素ととらえた施設運営を行う。
- ・各武道連盟や利用団体などと自主事業の共同開催やイベントコラボなどを積極的に実施する。
- ・横浜市社会福祉協議会を通じて、障がい者福祉団体が製造したスポーツタオルや手ぬぐいの販売を行っており、今後も障がい者作成の授産品の販売を定期的に行うとともに、職場体験や簡易業務の委託発注、さらに同団体の活動状況の情報発信など、就労支援にも協力していく。

II 管理経費の節減等

(6) 節減努力等

提案額	①	244,500千円
県が提示した積算価格	②	259,850千円
節減率 (①/②)	③	94%

III 団体の業務遂行能力

(7) 人的な能力、執行体制

- ・総括責任者(館長)を中心に、各スタッフ及び委託先等の協力団体と連携を図りながら施設の管理運営を行う。
- ・定期的に委託事業者に対するモニタリングを行い、業務品質を担保する。
- ・スタッフ配置について、労働基準法の遵守をはじめ労働環境の適正管理を行い、週休2日・8時間労働を基本としながら、変形労働時間(シフト制)や多様な雇用形態を採用し、利用状況に柔軟に対応する。
- ・従事開始前の期間中において本事業の内容、目的を十分に理解するための理念研修や個人情報に関わる研修、緊急時の対応のスキルを習得するエイド研修等、必要とされる基本スキルの習得を目指した基本研修を実施する。
- ・業務従事以降においては、事前に行う基本研修で習得したスキルを維持・向上させるための日常研修及び定期研修を行う。

(8) コンプライアンス、社会貢献

- ・労働関連法令に則し規律・規則整備や施設スタッフの労働環境(就業状況・賃金・人員配置など)に留意するとともに、モチベーション低下などの運営上のマイナス要素に対しても適正に対処する。
- ・監査担当者による定期的な施設巡回により、職場の安全衛生の維持・向上を図るなど、職場をベースとした活動を展開しながら労働災害発生の可能性やリスク低減を図る。
- ・常に一定基準以上の労働環境を維持させるため、監査担当による定期的な労働環境(安全・衛生)の確認を行う。
- ・コンプライアンスリスクの未然防止のほか、自浄作用を働かせ倫理的な組織風土を醸成することを目的に、社内及び中立的第三者機関に通報・相談窓口を用意し「良心の声ホットライン」と名付けた社内通報制度を運用する。
- ・障がい者雇用に際しては労働環境・サポート体制を確立し、一時的な雇用ではなく従事者として長期就労ができるようなハード・ソフト面の整備を調査・実施していく。
- ・「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の内容を踏まえ、スタッフ一人ひとりが当事者目線の障害福祉を理解し、障がいを持った方々と接することができるように取り組む。
- ・適切な接客応対を行うための心構え(こころのバリアフリー)や基本的な知識、実践的な技術の習得、「合理的配慮」の実践に向け、(公財)総合健康推進財団認定のハートフルアドバイザーによる研修を実施する。
- ・(一社)神奈川県聴覚障害者連盟から講師を招き、聴覚障害をもつ施設利用者に対して、留意すべき事項や適切な対応について理解を深めることを目的とした講習会を実施する。
- ・積極的に地域に出向く「ボランティア活動」や、災害時等における「自治体との連携活動」に取り組む。

- ・ 武道館は、県民の誰もが生涯を通じて様々な形でスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ振興を図ることを目的に設置された施設であり、SDGsの目標達成に取り組む。

(9) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

- ・ 過去3年間で重大な事故・不祥事はない。
- ・ プライバシーマークの取得企業として、その品質に順ずる形で、質の高い管理基準とノウハウを持って運営を行っており、本施設においても利用者が安心して利用できる施設環境の水準維持・向上に努める。
- ・ PMS管理室(個人情報保護マネジメントシステム管理室)を設置し、法令に遵守した対応と情報の漏洩や(不正アクセスなどによる)データ破損・盗難・改ざんなどのリスクを十分に理解した上で、取扱い方法策・漏洩防止策などを構築する。

(10) これまでの実績

- ・ 全国で10施設の武道館を現在管理運営している。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	基本姿勢及び管理運営方針	○神奈川県スポーツ推進条例を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	5	5	5	5	5	5
	施設の特徴を踏まえた維持管理業務の実施方針	○清掃業務、施設の老朽化を踏まえた保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 ○事故・災害等に対する施設保全や報告体制についての考え方(開館時間外も含む)	5	5	5	5	5	5	5
	利用促進の取組	○より多くの利用を図るために実施する武道の普及と振興に関する取組の実施方針、内容等 ○将来に向けた武道人口の拡大や競技者の育成を図ることについての考え方 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○利用料金の設定、減免の考え方	15	15	15	12	12	12	12
	利用者対応・サービス向上の取組	○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握	10	8	10	10	10	10	10

		及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応							
	日常の事故防止、緊急時の対応	○武道競技に起因する事故や熱中症等の危険性を鑑み、指定管理業務を行う際の事故防止等の安全確保に関する取組内容 ○事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 緊急事態の際に、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針 緊急事態発生時の県及び地元自治体等との連携についての考え方 ○急病人等が生じた場合の対応 ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 ○新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針	15	15	15	15	15	12	15
	地域との連携体制、取組	○地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	4	4	4	4	4	4
管理経費の節減等	管理経費の節減努力等	○「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額×20/提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） (注1)「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 (注2)評価点は小数点以下切捨てとする。	20					20	20
団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	5	4	5	4	4	4

	○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況								
財務状況	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5					4		4
コンプライアンス、社会貢献	○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	5	4	4	5	4	4		4
事故・不祥事への対応、個人情報保護	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報	5	5	5	5	5	5		5

		の取扱いの状況							
	類似施設での管理実績等	○武道館と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	5	5	5	5	5
合 計			100						93

(3) 評価講評

- 委員会として、提案者は指定管理者候補として適切であると判断した。
- 評価できる点は、次のようなものがあつた。
 - ・ 公共スポーツ施設の指定管理者としての実績が豊富で、利用者対応やサービスのノウハウを持っていることは評価できる。
 - ・ 子どもから高齢者まで、幅広い方が施設を利用できるような取組がなされていることは評価できる。
 - ・ 指定管理費の節減努力がなされていることは評価できる。
- 今後への期待・要望としては次のようなものがあつた。
 - ・ 武道館の知名度向上のため、施設の設備やサービス、イベントについて様々な媒体で積極的にPRしてほしい。
 - ・ 武道関係団体だけでなく、身近な近隣地域の人たちを巻き込んだ取組やイベントを実施してほしい。
 - ・ 外国人向けのホームページが脆弱なため改善してほしい。

7 議事概要（主要論点）

【利用促進の取組】

C委員：改修工事等で使っていない期間がある中で、次の指定期間に向けての思いは伝わってくるが提案に具体性が欠ける。もう一つ、具体的な動きや施策が見たかった。そういった期待も込め、12点とした。

B委員：利用促進の取組はよくやっではいるが、中身の部分は若干弱いと感じる。

A委員：私自身は以前から武道館のことを知っていたが、D委員からもあったとおり、地域住民以外の方々からはあまり知られていないという声もある。知名度向上にもう少し尽力していただきたい、ということで若干点数を下げてよいのではないかと。

委員長：それでは、今後の期待も込め、委員会としての点数は12点としたいがよろしいか。

各委員：異議なし

【利用者対応・サービス向上の取組】

C委員：申請団体は、武道館だけでなく他のスポーツ施設も多く管理している。こういった取組については百戦錬磨であり、事業計画についても的確にまとめられていた。こういったことを記載できるだけの実力を持った団体であると考え、10点とした。

B委員：外国人や障がい者、高齢者へのサービスが少し手薄に感じるが、ここは10点としてもよい。

委員長：それでは、専門知見を持つ委員が10点としているので、委員会としての点数は10点としたいがよろしいか。

各委員：異議なし

【事故防止等安全管理】

E委員：ここは私だけが12点としている。柔剣道場で何かあったときにテープ等で一時的に補修するとあり、こういったことはすぐに直す必要があり、この感覚や対応は適切ではないと感じた。しかし、強くこだわる部分ではなく、皆さんに合わせ、15点としてもよい。

委員長：それでは、委員会としての点数は15点としたいがよろしいか。

各委員：異議なし

【財政的な能力】

A委員：決算書を見る限り、基本的には財務に問題は見られない。しかし、2年前に大きな赤字を出しており、光熱水費の高騰の影響を受けたと思うが、そういった点も踏まえると、ここは1点マイナスとし、4点とした。

【人的な能力、執行体制】

D委員：正直なところ、もらった資料だけでは、労働時間が長いか、残業があるかどうか、といった点は明確には分からない。しかし、賃金は年間で一律の額が増えており、残業もしていないだろう、と見ることもできる。好意的に見ればよくできているが、穿った見方をすれば本当にできているのか、実行できるのか、という見方もできる。中間的な見方をしたいのでここは4点とした。

C委員：人事的な面では、社員想いの提案・プレゼンではあったが、ここは皆さんの意見に合わせ、4点としてもかまわない。

委員長：それでは、委員会としての点数は4点としたいがよろしいか。

各委員：異議なし